

「桐生まちづくりファンド」の設立について

～桐生信用金庫と民都機構が連携し、民間まちづくりを支援します～

桐生信用金庫(理事長 津久井 真澄)は、官民連携による桐生市中心地市街地の活性化を目的に、一般財団法人民間都市開発推進機構(以下、「民都機構」との共同出資により、マネジメント型まちづくりファンド「桐生まちづくりファンド有限責任事業組合」(以下、「本ファンド」)を令和元年6月3日に設立致しました。

マネジメント型まちづくりファンドへの出資は、群馬県の金融機関では初の取り組みです。本ファンドは、桐生市中心市街地において、リノベーション等によって、民間まちづくり事業を行う法人を対象として投資するものであり、桐生信用金庫では、従来の融資業務に加え、本ファンドを活用することで地域の事業者様に新たな資金調達手段を提供することとなり、本ファンドを通して地域の活性化をさらに進めて参ります。

なお、本ファンドの詳細は下記のとおりです。

記

【ファンドの概要】

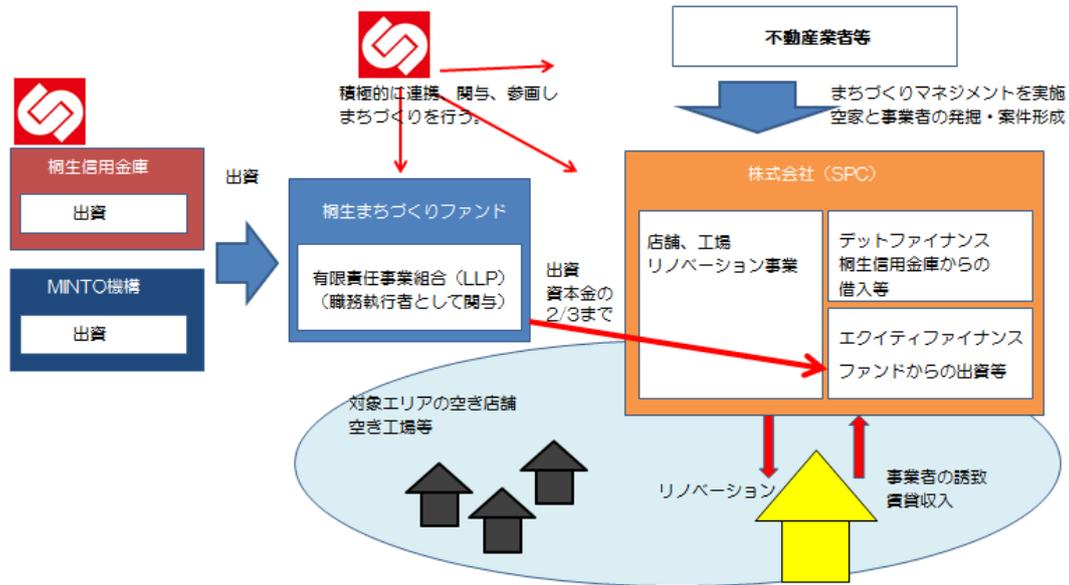
ファンド名称	桐生まちづくりファンド有限責任事業組合
ファンド形態	有限責任事業組合(LLP)
出資者	桐生信用金庫および民都機構
ファンド総額	6,000万円(桐生信用金庫3,000万円、民都機構3,000万円)
運用期間	20年(本組合成立日から令和20年11月30日まで)
投資期間	10年間
投資方法	優先株式又は社債の取得
対象エリア	重要伝統的建造物群保存地区を含む本町通りと、駅前から続く末広通りの商店街を有する中心市街地およびその周辺
投資対象事業	空き店舗、古民家、空き工場等のリノベーション等により、繊維関連産業を始めとした各種事業者を誘致することで、桐生の特色を活かしたまちづくりと産業・雇用の創出などに貢献する事業
投資限度額	① 対象事業者の自己資本額の2倍(出資後の自己資本額の3分の2) ② 対象事業の総事業費の3分の2 ※優先株式の場合は①②のいずれか少ない金額、社債の場合は②

【本件に関するお問い合わせ先】

桐生信用金庫 中小企業センター
TEL:0277-44-8181(代表)

「桐生まちづくりファンド」のスキーム

桐生信用金庫と民都機構が連携して「桐生まちづくりファンド」を組成し、当該ファンドからの投資（出資・社債取得等）を通じて、民間事業者によるまちづくり事業を一定のエリアにおいて連鎖的に進めることで、桐生市中心市街地の価値向上を図りつつ、地域の課題解決に貢献していきます。



桐生まちづくりファンド

桐生信用金庫は、重要な建造物群を含む桐生市中心市街地の活性化を目的に、本ファンドを通じて空き店舗、古民家等をリノベーションにより整備し運営する事業者を支援します。

【イメージ】

